

北海道苫小牧工業高等学校【生徒心得】

この心得は本校生徒としての自覚をもち、互いの人格を尊重し、校内外において良識ある生活をおくる上で守らなければならない日常のきまりを示したものです。

1. 校 内 生 活

- (1) ゆとりを持って登校し午前8時30分までに各ホームルームに入室する。
- (2) 礼儀を重んじ、常に挨拶を心がける。
- (3) 校舎の美化に努めると共に施設・設備を大切にし、学習環境を整える。
- (4) 必要以上の金銭を所持せず、生徒間の貸し借りはしない。
- (5) 他のホームルーム教室への出入りは該当担任の許可を得る。
- (6) やむを得ず欠席する場合、その理由を、原則として保護者から電話等で担任に申し出る。
- (7) やむを得ず遅刻したときは、その理由と伴に担任へ申し出る。
- (8) やむを得ず早退するときは、担任の許可を得る。
- (9) 登校後やむを得ず外出するときは、担任の許可を得る。
- (10) 放課後の諸活動は、担当教職員の指導のもとに行う。

2. 校 外 生 活

- (1) 公共の施設や交通機関を利用する場合は、特にマナーに気をつける。
- (2) 他校生との間の言動には注意する。
- (3) 外出時は高校生としてふさわしい服装を心がけ、身分証明書を携帯する。
- (4) 外出は午後9時までとし、原則として外泊は禁止する。
- (5) 法令や公的機関で禁止している場所への出入り・行為は禁止する。
- (6) 自宅を離れて通学する場合は下宿とし、「下宿届」を提出すること。間借り・自炊生活は禁止する。
- (7) 下宿生は、「下宿生に関する心得」を厳守する。

3. 服装・頭髮等

- (1) 制服は、本校指定のものとし正しく着用すること。
 - ア 男子は、右襟に科章、左襟に学年章を付ける。（夏季略装時は付けない）
 - イ 女子は、左襟に科章、左胸ポケット部に学年章を付ける。（夏季略装時は付けない）
 - ウ やむを得ず制服以外を着用しなければいけないときは担任に申し出て許可を得ること。
 - エ 部活動においては、顧問が承諾の下、部指定のジャージ等での登下校を認める。
- (2) 夏季略装は、下記の通りとする。
 - ア 男子は、白色無地の襟付きシャツと指定ズボンを着用する。また、本校指定のニットベスト（セーター）を着用してもよい。
 - イ 女子は、本校指定のシャツとスカート（スラックス）を着用する。また、本校指定のニットベスト（セーター）を着用してもよい。
 - ウ 期間は6月から9月までの指示された間とする。
- (3) コート・ジャンパー等・帽子・履物は登下校にふさわしいものとする。
 - ア コート・ジャンパー等・帽子は、学校内では着用しないこと。
 - イ 上靴は、本校指定のものを履くこと。
- (4) 髪型は学生らしい清楚なものとし、染色・脱色・パーマ等による特別な加工はしない。男子の頭髮は眉毛・耳・襟にかからないようにする。

4. 諸 届

(1) 学校に届出が必要なもの

- ア 下宿
- イ 自転車通学
- ウ アルバイト
- エ 住所変更
- オ 氏名変更
- カ 保護者変更

(2) 学校に許可願いを提出し許可が必要なもの

- ア 自動車学校通学
- イ 制服に関する
- ウ 校内集会
- エ 演奏会等出演

この心得に違反した場合、学則第 22 条により懲戒または指導を受けることがある。

5. 部 活 動

(1) 入部手続き

入部届を担任に提出して押印後、本人が入部届を部顧問に提出

本人・保護者 : 入部届 → 担任 → 部顧問

(2) 退部手続き

部顧問・担任と相談の後、退部届を部顧問に提出

本人・保護者 : 退部届 → 部顧問 → 担任

(3) 遠征に必要な手続

遠征承諾書を部顧問に提出

本人・保護者 : 遠征承諾書 → 部顧問

(4) 部・同好会・外局

部 …… 硬式野球部・ソフトテニス部・陸上競技部・バドミントン部・サッカー部
柔道部・剣道部・バスケットボール部・卓球部・バレーボール部
アイスホッケー部・テニス部・ハンドボール部

美術部・写真部・機械工作研究部・コンピュータ部・吹奏楽部
同好会 …… スピードスケート同好会・計算技術同好会・アマチュア無線同好会
土木研究同好会・建築研究同好会・電気同好会・自然環境同好会
放送研究同好会・ワープロ同好会

外 局 …… 新聞局・放送局